

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1及び同X 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の対象期間に限る）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

#### 1 財物損害

別紙記載の建物の構築物・庭木に係る財物損害

但し、申立書添付の[自宅庭石、庭木写真（震災前・後）] 1.庭石・庭木写真 P〇～P〇を含む

金14,520,719円

#### 2 葬儀費用（交通費）

自 平成23年3月11日 至 平成26年2月28日

金100,000円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金14,620,719円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項1記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、期間の記載があるものについてはその期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人

が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。  
また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センター  
に交付する。

平成29年6月16日

（仲介委員 北川雅男）

(別 紙)

被申立人主張書面（6）より抜粋

申立人様の家屋（平成 22 年度の固定資産税明細書を基に記載しています。）

所在地	種類・構造・階層	築年数	課税床面積	建物番号
〇〇	専住一般 木造 平屋	昭和〇年新築	〇㎡	タ 1
〇〇	附属一般 木造 平屋	昭和〇年新築	〇㎡	タ 2
〇〇	倉庫他 ブロック 平屋	昭和〇年新築	〇㎡	タ 3
〇〇	附属一般 木造 平屋	昭和〇年新築	〇㎡	タ 4
〇〇	附属一般 木造 2階	昭和〇年増築	〇㎡	タ 5
〇〇	農業用倉庫	平成〇年新築	〇㎡	タ 6